韓国知的財産ニュース 2022 年 7 月後期

(No. 467)

発行年月日: 2022年8月2日

発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

https://www.jetro.go.jp/korea-ip

★★★目次★★★

このニュースは、7月16日から31日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

▶ 1-1 大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案 (議案番号: 2116543)

関係機関の動き

- ▶ 2-1 韓国特許庁、第63次 WIPO 総会での代表演説および12の特許庁との 二者会談を開催
- ▶ 2-2 人工知能分野の知的財産権の能力を強化するための中小・ベンチャー 企業向け懇談会を開催
- ▶ 2-3 韓国特許庁、特許審判証拠調査実事例集を初発刊
- ▶ 2-4 韓国特許庁、半導体特許の優先審査等全方位に特許を支援
- ▶ 2-5 韓国特許庁長、素材・部品企業との現場懇談会を開催
- 2-6 韓国特許庁・韓国情報通信技術協会、情報通信分野の標準技術文書の 共有等で業務提携

模倣品関連および知的財産権紛争

▶ 3-1 産業財産権紛争調停委員会への上半期の月平均申請件数、 前年比 27.7%増

デザイン (意匠)、商標動向

▶ 4-1 韓国・中国・日本の特許庁および産業界の専門家が一堂に

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

1-1 大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案(議案番号:2116543)

議案情報システム(2022.7.20.)

議案番号:2116543

提案日:2022年7月20日

提案者:キム・ギョンマン議員外11人

提案理由及び主要内容

「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」においては、不正競争行為及び営業秘密侵害行為によって営業上の利益が侵害されたか、侵害される恐れがある場合、法院にその行為の禁止又は予防及び関連する物・設備の除去等を請求できるように規定している。しかし、現行法においては、このような禁止請求権を規定していないことから、受託・委託取引における技術資料の流用行為が発生する場合、被害を受けた受託企業は公正取引委員会の措置又は法院の損害賠償判決等があってから救済され、その前までは禁止請求等の救済を求められない状況である。

そのため、技術資料の流用行為の禁止又は予防等を請求できるようにする禁止請求権等 に関する法的根拠を設けることで、受託企業の技術に対する保護及び救済を強化しよう とするものである(案第28条の3新設)。

法律第 号

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部を次のように改正する。 第4章に第28条の3を次のように新設する。

第28条の3(技術資料の流用行為に対する禁止請求権等)①技術資料(秘密として管理されている技術資料に限る。)を保有している受託企業は、第25条第2項に違反する行為をするか、しようとする者に対し、その行為によって営業上の利益が侵害されたか、侵害される恐れがある場合は、法院にその行為の禁止又は予防を請求することができる。

②第1項による請求をするときは、次の各号の措置を共に請求することができる。

- 1. 第25条第2項に違反する行為を組成した物の廃棄
- 2. 第25条第2項に違反する行為に提供された設備の除去
- 3. その他第25条第2項に違反する行為の禁止又は予防のために必要な措置

附 則

第1条(施行日)この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

第2条(技術資料の流用行為の禁止請求に関する適用例)第28条の3の改正規定は、この法律の施行前の違反行為で被害を受けているか、被害を受ける恐れのある場合にも適用する。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、第63次 WIPO 総会での代表演説および12の特許庁との二者会談を 開催

韓国特許庁 (2022.7.18.)

計5件のMOU締結の成果

総会で危機の克服に向けたイノベーションの奨励と知財権の制度改善呼びかけ

韓国特許庁長は、第 63 次世界知的所有権機関(WIPO、World Intellectual Property Organization)加盟国総会に韓国の首席代表として参加し、7月13日から15日までの3日間にわたってメキシコ、シンガポール、オーストラリア、フランス、カナダ、サウジアラビア、英国、チリ、モンゴル、ベトナム、インドネシアの特許庁および欧州連合知的財産庁(EUIPO)等12の特許庁と会談した。特に、今回の総会では、フランスと特許審査ハイウェイ(PPH)の了解覚書(MOU)を締結し、英国・カナダ・モンゴル・チリとも包括協力了解覚書(MOU)を締結する成果を収めた。あわせて、新興国であるメキシコ、インドネシアなどとも知的財産分野の最新動向を共有する一方、現地に進出している韓国企業の迅速な特許権の確保のために特許審査ハイウェイ(PPH)(※)や特許認定プログラム(PRP)(※※)などの協力も推進することにした。

※PPH (Patent Prosecution Highway) 両国に共通して特許を申請した申請者が片方から 特許が可能だという審査結果を受けたら、それに基づいて他国で速く審査が受けられる 制度

※※PRP (Patent Recognition Program) 韓国で登録可能決定または登録された特許を協力国で別途の審査過程なしに迅速に特許を登録してくれるプログラム

一方、韓国特許庁長は7月15日、世界知的所有権機関(WIPO)一般総会での代表演説を通じて新型コロナのパンデミックとデジタルトランスフォーメーションがもたらす経済環境の変化に対応して、国際社会に知財権制度を改善し、イノベーション活動を奨励することを呼びかけた。特に、最近2年間、デジタル分野のイノベーションを促すための韓国

の取り組みとして、画像デザイン、データおよび有名人の肖像等に関する保護を強化したことや特許協力条約 (PCT) 国際特許出願世界 4 位、グローバルイノベーション指数 (GII) 世界 5 位などのイノベーションの成果を紹介した。

特許庁長は「今回の総会で、韓国が知的財産分野の世界的な中心国家であることを確認できた」とし、「このような高い地位に相応するよう、知的財産分野の能力強化など、途上国の持続可能な発展に向けた努力を続ける一方、海外に進出している韓国企業の経営活動を支援するための国際協力も積極的に推進していきたい」と述べた。

2-2 人工知能分野の知的財産権の能力を強化するための中小・ベンチャー企業向け 懇談会を開催

韓国特許庁(2022.7.20.)

韓国特許庁、人工知能関連特許情報の提供および審査改善意見の聴取

韓国特許庁は、人工知能技術分野の特許情報を把握し対応する上で困難がある中小・ベンチャー企業を対象に知的財産権の能力を向上させるための懇談会を政府大田庁舎で7月20日午後2時に開催すると発表した。今回の懇談会には、顔認識、ディープフェイク、医療判読システム、音声認識などの多様な技術分野に人工知能技術を融合させて事業化している大田広域市所在の中小・ベンチャー企業(※)10社が参加する。

※THE-S、datamaker、CNAI、AiRISS、Exotech、TWINNY、SIA、S-N、UBIz 情報技術、Glassdome Korea

特許庁は、国内外の人工知能関連特許出願の動向および特許分析の結果などの特許情報を提供し、人工知能分野の審査改善事項など、産業現場の声を聴く時間を設けた。人工知能技術分野の審査基準の説明を通じて審査結果に対する予測可能性を高めることで、中小・ベンチャー企業も優秀な特許を取得できる環境を作り、人工知能技術分野の業界の意見を特許審査実務ガイドの改定など、特許審査実務に反映していく方針である。

2-3 韓国特許庁、特許審判証拠調査実事例集を初発刊

韓国特許庁(2022.7.21.)

証人尋問、現場検証?特許審判証拠調査はどのようにしますか

韓国特許庁は7月21日、特許審判証拠調査に関する疑問を解消できるように「特許審判 証拠調査実例集」を初めて発刊したと発表した。特許審判で当事者(審判の請求人または 被請求人)は、書面調査、証人尋問、鑑定、検証、事実照会などのさまざまな種類の証拠 調査を活用して自分が主張する事実が真実であると立証することができる。ところが、書 面調査中心の証拠調査にだけ慣れている当事者が大多数のため、証人尋問や現場検証な どの他の種類の証拠調査は不慣れに感じ、対応を難しがるという問題があった。

このような問題を解消するために、2011 年から 2021 年までの 10 年間の証人・当事者尋問、事実照会、現場での検証を活用した特許審判事件の主要事例を集めて今回の実例集を作成した。実際の審判事件で証拠調査がどのような手続きで行われ、審判の結論にどのような影響を及ぼすかを確認することができ、今後、証拠調査の手続きを踏む当事者に役立つと予想される。具体的に、他者の織物デザインを盗用して出願した後、デザインを登録した事実を証人尋問で明らかにした事例(デザイン登録無効審判事件)、博士号論文が図書館で閲覧可能になった時点を、事実照会を通じて明らかにした事例(特許無効審判事件)、現場検証で当事者が実際に使用している製造方法を確認した事例(特許権利範囲確認審判事件)などの多様な事例を紹介している。実例集の全体内容は特許審判院のウェブサイト(www.kipo.go.kr/ipt)から確認・ダウンロードすることができる。

特許審判院長は「今回の実例集の発刊を通じて国民が特許審判証拠調査についてわかり やすく理解できることを願う」とし、「特許審判で主張事実を立証しなければならない当 事者に、実例集が道しるべの役割を果たしてくれると期待している」と述べた。

2-4 韓国特許庁、半導体特許の優先審査等全方位に特許を支援

韓国特許庁 (2022.7.25.)

退職人材の特許審査への活用、特許ビッグデータ分析等コア特許の確保に総力

韓国特許庁は7月24日、国家安全保障資産であり、韓国経済の根幹である半導体産業の国全体的な支援に歩調を合わせ、半導体産業のコア特許の確保に総力を挙げることを明らかにした。半導体などを中心とした技術覇権争いの中で、各国はコア特許を確保するために力を尽くして取り組んでいる(※)。そこで、特許庁は、半導体特許の迅速な審査、コア発明者の人材管理支援、コア技術の特許ビッグデータの分析など、積極行政を通じて韓国が半導体の超格差を維持するのに力添えをする計画である。

※半導体分野の韓国内特許出願(件): (2019 年) 39,059→ (2020 年) 39,913→ (2021 年) 41,636 (年平均 3.2%増加)

まず、韓国企業が迅速に特許を確保するよう支援するために、半導体特許に対して優先審査を実施する予定である。グローバル半導体企業が 3nm 半導体などの次世代技術を開発するために激しく競争している (※) だけに、迅速な特許取得が急がれる状況である。

※3nm (GAA: Gate-All-Around、全周ゲート型) 量産競争: (サムスン) 2022 年 6 月量産 開始、(TSMC) 2023 年量産の見込み

そのため、特許法施行令を改正(※)して半導体などの先端技術関連特許出願を優先審査対象に追加する計画であり、現在約12.7か月がかかる半導体分野の特許審査が今後約2.5か月に大幅に短縮される見通しである。

※ (予定) 立法予告 (8月) →法制処での審査、国務会議への上程 (9月) →公布および 施行 (10月)

※※ (平均審査着手期間) 半導体分野 12.7 か月/優先審査平均 2.5 か月 (2021 年基準)

特許願書の発明者情報を通じて半導体産業の中枢といえるコア人材の管理も支援する。 半導体特許の発明者情報で分野別のコア人材や発明者の平均年齢の変化などを分析し、 今後、人材育成が優先的に必要な分野を提示する計画である。また、半導体などのコア技 術分野の退職研究人材を特許審査に活用することで海外への転職による技術流出を防止 し、正確な審査サービスも提供する計画である。半導体分野のコア特許を確保するために 退職研究人材の現場での専門性を活用するという腹案である。

【発明者情報が含まれている特許願書(例)】

【書類名】 【参照番号】 【出願区分】 【出願人】 【名称】 【特許顧客番号】	特許願書 1 特許出願 株式会社	【発明者】 【氏名】 【氏名の英文表記】 【住民登録番号】 【郵便番号】	金
【特許顧客番号】			

韓国と競争するグローバル半導体企業の特許ビッグデータを分析して今後の技術開発の 方向性を占い、韓国が先取りすべき研究開発 (R&D) 分野を提示するなど、韓国の半導体 産業戦略の樹立にも資する計画である。

韓国特許庁長は「半導体産業の競争力のポイントは技術イノベーションであり、技術を権利化できる一種の登記制度がすなわち特許だ」とし、「技術覇権争いの画竜点睛であるコ

ア特許の確保を通じて韓国の半導体産業が世界トップになるよう積極的に支援していき たい」と述べた。

2-5 韓国特許庁長、素材・部品企業との現場懇談会を開催

韓国特許庁 (2022.7.25.)

金塔産業勲章受勲の LG Innotek を訪問および現場の意見を収集

韓国特許庁長は7月25日月曜日午前10時、今年の発明の日で金塔産業勲章を受勲(※) したLG Innotek を訪問し、素材・部品企業との現場懇談会を開催した。特許庁は、懇談 会で、素材・部品産業の競争力を確保するためのコア資産である知的財産の管理に関する 現場の隘路事項を確認し、多様な意見を聴取した。

※受勲者: LG Innotek のキム・ジニョン常務 (2022 年 6 月 14 日、第 57 回発明の日の記念式)

韓国の代表的な素材・部品企業である LG Innotek は、世界的な競争力を確保するため推進している人工知能特許分析による特許戦略を紹介し、職務発明の補償と国際的特許紛争対応などに対する政府の支援を求めた。これに対し、職務発明コンサルティングおよび特許紛争共同対応支援など、韓国企業の特許競争力を向上させるための特許庁の支援事業が紹介された。また、人工知能を活用した特許庁の特許・産業連携分析や審査活用の現況、韓国企業の特許データの戦略的活用に向けた事業も案内された。

韓国特許庁長は「技術覇権争いの時代を迎えた大韓民国の未来は、知的財産にある」と強調した上で、「これからも各産業分野の現場を訪問し、現場の生々しい意見と隘路事項を聴取する一方、必要な制度改善を通じて韓国企業の世界的な競争力の確保を持続的に支援していく計画だ」と述べた。

2-6 韓国特許庁・韓国情報通信技術協会、情報通信分野の標準技術文書の共有等で業務提携

韓国特許庁 (2022.7.29.)

韓国特許庁、次世代移動通信の標準特許確保競争を支援する!

韓国特許庁は、韓国情報通信技術協会と情報通信分野の知的財産および国際標準の競争力を向上させるための業務提携を7月29日金曜日午後4時、韓国情報通信技術協会の本社で締結すると発表した。技術覇権争いが本格化していることから、韓国企業が国際標準

化をリードし、標準特許確保競争で優位を先取りすることができるよう、両機関が積極的 に協力する。

今後、特許庁は、特許審査に活用(※)してきた 3GPP (Third Generation Partnership Project) (※※)の標準技術文書の情報を情報通信協会に提供する。韓国情報通信技術協会がこれを活用してキーワード基盤の 3GPP 統合情報システムを構築することで、より多くの企業が 3GPP の資料に容易にアクセスし活用できるようになる。

※特許庁は、2013 年から、審査官が 3GPP 標準技術文書を容易に検索・活用できるよう、 さまざまな形態で混在しているファイルの形式を標準・電子化し、DB として構築している

※※3GPP: WCDMA、LTE、5G 移動通信の標準を扱う標準化組織

また、特許庁は、韓国情報通信技術協会の会員社の知的財産に対する意識を高めるために、教育や懇談会などを支援する。加えて、情報通信協会は、特許庁が最高の審査品質を維持できるように、情報通信分野の最新技術情報とそれに関する審査官への教育を提供する計画である。

特許庁の情報顧客支援局長は「今回の業務提携を通じて特許庁が整えた情報をより多くの企業が活用し、特許庁の審査官にも情報通信分野の最新の標準技術教育を提供できるようになった」とし、「急変する情報通信分野で韓国企業が国際標準化をリードし、標準特許確保競争で優位を占めることができるよう、政策的支援に最善を尽くしたい」と述べた。

韓国情報通信技術協会長は「今回の相互協力の締結が、韓国が第6世代(6G)の国際標準化の主導権を確保し、標準特許を先取りする取り組みの中心となり、名実ともに第6世代(6G)標準強国の立地を固める上で貢献するものと期待される」と伝え、「3GPP統合情報システムを通じて標準特許開発研究の基盤を作り、3GPPの標準化対応に向けたコアプラットフォームとして活用されるように取り組んでいきたい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 産業財産権紛争調停委員会への上半期の月平均申請件数、前年比 27.7%増

韓国特許庁(2022.7.26.)

紛争調停、特許・商標権紛争解決の新しい代案として浮上

紛争を当事者間の対話と合意を通じて解決する調停制度が、最近、特許・商標・営業秘密などの知的財産紛争解決の新しい代案として浮上していることがわかった。

韓国特許庁によると、産業財産権紛争調停委員会への紛争調停申請件数は、近年増加傾向にあり、2019年45件であった調停申請件数は昨年83件へと増加した。今年上半期の累積申請はすでに53件に達し、月平均申請件数は前年比約27.7%増加(※)しており、調停成立率も50%(※※)に上っていることがわかった。

※調停申請 (件): 2019 年 45 件→2020 年 70 件→2021 年 83 件→2022 年上半期 53 件 ※※調停成立 23 件、不成立 23 件、進行中 6 件、取り下げ 1 件 (2022 年 6 月時点)

このような調停申請の増加は、厳しい経済環境の下で、特許・商標・営業秘密などの侵害を受けた個人・中小ベンチャー企業が、長期間高額がかかる訴訟制度より、短期間無料で解決できる紛争調停制度に関心を持つようになったためと分析される。一例として、今年の産業財産権紛争調停委員会の調停成立件は、平均2か月以内(59日)に処理され、審判より4倍、訴訟より9倍早く紛争を解決(※)するなど、迅速な紛争解決に貢献したことがわかった。加えて、営業秘密・不正競争行為にまで調停対象を拡大し、審判・訴訟と紛争調停を連携させる制度を導入するなど、持続的な制度改善で活用度が高くなったことも申請増加に影響したものとみられる。

※(当事者系審判)7.7か月(2021年12月特許庁)、(特許侵害訴訟1審)平均16.8か月(2020年、法院行政処)

産業財産権紛争調停委員会は、特許、商標、デザイン、実用新案などの産業財産権および職務発明、営業秘密、不正競争行為などの紛争を迅速かつ経済的に解決できるよう支援するために1995年から運営されている委員会である。産業財産権等の紛争によって困難に直面している企業・個人が調停を申請すれば、別途の申請費用なしに、3か月以内に専門家による調停結果を受けることができる。さらに、調停が成立する場合、確定判決と同の「裁判上和解」の効力が発生し、相手方が合意事項を履行しない場合、強制執行も可能であるため効果的な紛争解決の手段となっている。

産業財産権、職務発明、営業秘密、不正競争行為関連紛争で難航している企業・個人は、 産業財産権紛争調停委員会事務局(www.koipa.re.kr/adr)から申請書をダウンロードし て調停を申請することができる。申請書の作成に困難がある場合、産業財産権紛争調停委 員会事務局(1670-9779)を通じて詳細に案内してもらえる。 特許庁の産業財産保護協力局長は「紛争調停は長い時間と費用が多くかかる訴訟・審判に 代わって企業が有効に活用できる制度だ」とし、「より多くの企業が産業財産権紛争調停 委員会を活用できるよう、関連制度を改善し、広報を強化していきたい」と述べた。

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 韓国・中国・日本の特許庁および産業界の専門家が一堂に

韓国特許庁(2022.7.28.)

デザイン創作および保護環境作りに向けてコミュニケーションの場を設ける

韓国特許庁は、8月1日月曜日午後2時から「2022年日中韓デザインフォーラム(以下「フォーラム」)をオンラインで開催すると発表した。今年で11回目を迎える今回のフォーラム(※)は、「国際経済の拡大およびウェブ3時代におけるデザイン保護」をテーマに開催される。

※日中韓の特許庁が毎年順次開催、今年は日本特許庁が主催

今回のフォーラムでは、ハーグ協定(※)(2022.5.5)で中国が国際デザイン出願制度に合流したことを受け、3国(日中韓)にデザインを同時に出願する際に知っておくべき各国のデザイン制度と審査実務を共有する。また、日中韓の産業界の発表者を招いてメタバースやNFT(非代替性トークン)などの新技術とデザイン、ウェブ3時代に対応する業界の動向などを取り上げる予定である。

※産業デザインの国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

オンラインフォーラムは、関連リンク(※)から事前申し込みを通じて誰でも参加可能であり、韓国語・中国語・日本語の同時通訳が提供される。

*https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_mtCrWluXR9i7KGANsMnxYA

特許庁の商標デザイン審査局長は「最近の中国・日本のデザイン関連法・制度および産業界の動向を把握できる良い機会なので、関心のある方々の多くの参加を願う」と述べた。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<u>https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/</u> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話: +82-2-3210-0195/FAX: +82-2-739-4658、e-mail: kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・ 採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム